

(第一類 第五号)

第四回國會 衆議院 法務委員會 會議錄 第三号

(八三)

昭和二十三年十二月十一日(土曜日)

午前十一時二十分開議

出席委員

委員長 高橋 英吉君

理事佐藤 通吉君 理事猪俣 浩三君

岡井藤志郎君 佐瀬 昌三君

花村 四郎君 樋貝 詮三君

古島 義英君 井伊 誠一君

池谷 信一君 石井 繁九君

石川金次郎君 森 三樹二君

中村 俊夫君 安田 幹太君

出席政府委員

法務政務次官 綴治 良作君

法務廳事務官 野木 新一君

法務廳事務官 宮下 明義君

法務廳事務官 齋藤 三郎君

委員外の出席者

専門員 村 教三君

専門員 小木 貞一君

十二月十日

司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

少年法を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

同 月十一日

裁判所職員等の定員に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

三條市所在の旧武徳殿拂下に関する請願(其四郎君紹介)(第三五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

刑事補償法を改正する法律案(内閣提出第一二号)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一三三号)

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一四四号)

罰金等臨時措置法案(内閣提出第一七号)

司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

少年法を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

刑事訴訟法施行法案(内閣提出第九号)(予)

裁判所法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一〇号)(予)

〔筆記〕

○佐藤(通)委員長代理 これより會議を開きます。

刑事補償法を改正する法律案を議題として審査を進めます。

○中村(俊)委員 ただいま上程されました刑事補償法を改正する法律案に關しまして、二、三お尋ね申し上げたいと思ひます。

今回の刑事補償法の改正法律案は、現行刑事補償法に対する改正といふことになつておりますけれども、新憲法にのつとむる新しい立法だと見る方が正しいのだと考えておるのであります。

ます。おのずからほとんど全面的な改正になつておりますが、まずお尋ね申し上げたいのは、本改正法律案は憲法の四十條「何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、國にその補償を求むることが出来る」という、この基本的な條章から立案されてゐることは申すまでもございせん。私は常に考へておるのですが、憲法の條文からただちに刑事訴訟法の條文も出て來なければ、民法の條文も出て來ない。その他の一般の法律といふものは憲法の條文からただちに出來るものではないのだと思ふ。憲法は國家の大道をただしてゐるにすぎないのでありますからして、その精神がどこにあるかといふ、その精神をくんで、ここに初めて刑事訴訟法ができ、民法の改正ができ、刑事補償法の改正ができるのだといふ見方が憲法の正しい解釈だと考へております。従ひまして憲法の四十條もこの文字そのまゝをとつて、このわく内で刑事補償法を定めるのではなくして、この憲法四十條は何を命じているかといふ精神から、刑事補償法が立法されたものだと思ひしてゐるのであります。このたびの刑事補償法の改正につきましても、すべてこの憲法四十條の文字、つまり抑留または拘禁された後に無罪の裁判を受けた者に限つて、補償が許されるというところになつておりますが、それが拘禁もされないけれども、いわゆる不拘束のまま起訴になつて、ことに政治的に大きな影響

のある疑獄などで新聞に嫌疑が出る

と、政治家としてはこれが致命傷となつてゐるのです。ところがこれが不拘束のまま起訴になつて無罪となつた場合に、この刑事補償法には少しもこれに対する考慮が拂われていないといふ

点は、新憲法第十二條の基本的人權の確立といふ條項に反するものであります。この憲法四十條の意味するところは、そういう人にも國家が有形無形の補償をなすべきであるといふ精神が含まれてゐると解するものが進歩的な考え方ではないかと思ひます。憲法四十條に抑留または拘禁といふ文字が使われてゐるから、その場合にのみ刑事補償法を適用するといふことでなく、この法の精神といふものはそうではないのだ、要するに基本的人權が刑事の手続上そこなわれた場合に、ことに裁判が無罪になつた場合に救済するのだ。抑留または拘禁された場合に金銭的に賠償するといふことは妥協だと思ひますが、社会的に名譽毀損的な損害を與えられた者に対してどうして救済する道を考えていないのか。これを考へるのが當然基本的人權であり、新憲法に沿ふものだと思へるのであります。この点に關する政府の御意見を伺いたいと思ひます。

○宮下政府委員 ただいま中村委員が、今度の刑事補償法の改正案は、憲法をそのまま受けて抑留、拘禁をされた後無罪の裁判を受けた者についてののみ刑事補償をする建前であるが、これははなはだ狭い解釈ではないか。抑

留、拘禁されない場合でも、いやしくも無罪の裁判があつた以上その者に非常に侵害を與えておられますから、全面的に補償としたならばどうかといふ御意見であります。これは十分傾聴し考へたいと思ひます。これは十分傾聴であると思ふのであります。ただ現在政府が提案いたしておりますこの刑事補償法改正法律案におきましては、憲法の精神を考へまして、何がゆゑに憲法が抑留、拘禁された者について補償するといふことを申しておるかといふ憲法の精神を考へまして、このような案を立てたのであります。刑事手続をしてその捜査をし起訴をし、あるいは抑留、拘禁をするときにおきましては、それは適法な行為であるのであります。一定の嫌疑のもとに刑事手続を進めて参るのであります。その時々刻々は適法な手続であるのであります。が、その後において無罪の裁判がございまして、結果においては不当であつたといふことになりまして、この適法な手続に基きますものの中で侵害の最も多い抑留、拘禁のあります場合に補償をしようといふのが、憲法の考え方であらうと思ひるのであります。適法な行為でありますが、結果において不当であつた場合にこれを補償しておらないことは、國家、社會の公正の觀念から申しまして妥協でないといふところから、侵害の最も大きいものについて補償をするといふ考え方であります。お説のようによい無罪の裁判すべてについて補償をするといふ

第一類第五号 法務委員會會議錄 第三号 昭和二十三年十二月十一日

てよろしゅうございますか。

○宮下政府委員 さようでございます。

○中村俊三委員 それから次の第五條の第二項の「うべきであつた利益の喪失」ということは、具體的にはどういふことを予定されているかをお尋ねいたします。

○宮下政府委員 「うべきであつた利益の喪失」のすぐ前に規定してございませう。

いう言葉は、現実の財産上の損失を考
えております。「うべきであつた利益の
喪失」というのは、たとえば拘禁を受
けたがために、もし拘禁を受けなかつ
たならばこのような利益があつたであ
らう、それが得られなかつたという場
合を予想しておるのであります。

○中村(俊)委員 私はこれは被害者に
とつては非常に利益な條文であると思
うのであります。「うべきであつた利
益の喪失」というのは、民法の損害賠
償の言葉と同じであります、非常に
あいまいな言葉だと思ふのでありまし
て、もちろんこれはいわゆる裁判所が
適当に判断するのでありましようけ
れども、この「うべきであつた利益の
喪失」ということは、今あつた抽象
的な説明でありましたが、たとえ商
賣人が拘禁されてゐる間、拘禁されな
ければ一日これくらいの利益は上つて
いたのだが、自分が一箇月なり二箇月
なり拘禁されたがゆゑに、その間莫大
な損害をしたという場合、これは相当
具体的な数字が出て來ると思ひます。
その場合に「うべきであつた利益の喪
失」であつたと考へていいのかわら
ぬ。

○宮下政府委員 御指摘のような場合
も「うべきであつた利益の喪失」の一
例にならうかと思つております。

○中村(俊)委員 それからその次の第
三項であります、これは「死刑の執
行を受けた者の遺族に対する補償にお
いては、一百万以内で裁判所の相当と
認める金額の附加の補償をしなけれ
ばならない」という規定になつており
ますが、これはもちろん死刑を受けた
人が基本的な拘束を受けた期間の國家
補償以外に、別に一百万以内で裁判所

の相当と認める金額の附加を補償しな
ければならないという意味だと思ひま
すが、この一百万という金額ははなは
だつり合ひがとれない金額ではないか
と思はれるのです。御承知の通り死刑
という刑罰は極刑であります、この
極刑を科せられた者があつた以上告に
より、その他の法律上の権限によつて
無罪となる。これはたいへんなことな
るんですが、それに対して附加補償の一
万円以内というところは、現在の經濟情
勢からいつてほとんど問題にならない
のですが、これはどういふ趣旨から一
万円以内でこつたかという附加補償を
するといふ規定になつたのかを伺いた
いのであります。

○宮下政府委員 第五條第三項の附加
補償は、ただいま中村委員が御指摘な
さいましたように、本來の拘留、拘禁
による補償、あるいは拘留による補償
は、もちろん請求によりましてその遺
族に支拂うのであります、それ以外
にその附加の補償をするといふ意味
でございます。そしてこの一百万とい
う金額が拘留または拘禁による補償
の一日二百円ないし四百円という金額
に對比いたしますと、額が少いので
はないかという御意見でございます、
あるいはそのような感じがなきにし
てもあります、ほとんどこのような
場合は實際にはないのではないかと、ま
たそれならば、この金額を幾かにする
かと申しまして、なか／＼安当な金
額をきめるといふこともむづかしい点
でございます、要するにある意味の
慰料的なものとしての附加の補償だ
といふことを考へたわけでございます
、計算的な根拠によつて一百万とい
う額を出したのでございませぬ。

○中村(俊)委員 この点はお互いに議
論しておつても仕方ありません。民法
においては御承知の通りに、損害賠償
に對しては相當の金額が當然許されて
おるのに、これは稀な場合だから、
めつたにならうと思ひますが、一万
円にしたという御説明はわれ／＼納得
が行かないのです。従つて最高額をき
めておられるのに、一百万はなんとし
ても今日の貨幣価値の低いときにあま
りにも少い金額ではないか。しかも死
刑の執行が誤つてなされた場合であ
るから、この場合は最高額を上げてさ
しつかえないと思ひます。こんな事件
は一年に一つあるかどうかと思はれる
ものですから、かりに五十万円以下と
されても國家の財政には心配ないと思
ひます。従つて標準がないからといわ
れますが、保護の立場からいへば、こ
の立法の精神が憲法四十條の立場から
來てゐるのですから、しかも稀有な場
合であるから、十分な補償をしてやる
のが當然ではないか。その建前から裁
判所の裁量にまかせればいいのだけ
ら、一百万という額を最高にきめると
いうことは、私は非常な不安當性があ
るのではないかと思ひます。この点
についてもう一度意見を伺ひたいと思
ひます。

○宮下政府委員 民法の損害賠償の場
合には、ホフマン式計算によりまして
その額を算出することも十分に考慮し
たのであります、この刑事補償は先
ほども申し上げましたように、不法行
爲による損害賠償とは考へておりませ
んの、適法な行為がその結果におい
ては不當であつた。その損害を國家と
してできる限り補填しようといふので
ありますから、あるいは死刑により

ましてその遺族が大きな損害を受ける
場合もございまいし、あるいは少
い損害である場合もございまいし、
その大体平均ぐらゐ、また國家財
政等ともならみ合せまして、附加的補
償はこの程度の金額でよいのではない
かといふところで、二万円といひた
したのであります。

○中村(俊)委員 次に七條でございま
すが、この補償を受けるべき者が補償
の請求を裁判所にいたしてゐる途中で
死亡した場合の手續をお伺ひしたいの
です。

○宮下政府委員 現行刑事補償法第六
條第三項におきましては、一たん裁判
所に対して補償の請求をいたしました
後に、その請求人が死亡し、または遺族
たる身分を失つた場合には、その請求
は次順位者からされたものとみなす
といふことになつておつたのであり
ますが、第七條においてはその建前を改め
まして、前の請求は効力がなくなりま
して、請求を棄却し、あらためて次順
位者から六十日以内に請求をしてもら
うといふことに改めたのであります。
何がゆゑにこのようにしたかと申し
ますと、改正案におきましては、補償
を受けるべき遺族の範圍、順序等につ
きまして、民法の規定を準用してあり
ます關係上、多くの場合合同順位の遺
族が数人ある場合が多いのでありま
す。この場合にもしも旧法のように、
その請求は次順位者からされたものと
みなすといふことになつたものと
請求人が多数になりまして、必要の
共同訴訟のような形をとりまして非常
に複雑になりますので、その点を考慮
いたしまして、あらためて次順位者か
ら六十日以内に請求をしてもらふ。そ

ういたしますと、その数人の遺族の
うち一人がやりますと、第八條でそ
の請求は全員のため全部についてなさ
れたものとみなされまして、裁判所と
いたしましては、その一人の請求人を
相手に手續を進めれば簡便になり
ますので、このような建前でいたした
のであります。

○中村(俊)委員 その点なのですが、
手續上の問題ですからどうでもいいよ
うな問題ですが、ただいま御指摘にな
つたように、必要の共同訴訟のよう
な意味になつております。そういうし
ますと、かりに子供が二人と配偶者と
で三人あつた場合、長男が補償請求
をしてゐる場合に、長男が死ねば次男
が受継するとか細君が受継するといふ
ことは許されないのですね。この法律
の建前からいふと……

○宮下政府委員 ただいま御指摘のよ
うに、子供二人と配偶者と三人が同順
位者に立つておられて、長男が請求
をしておりまして、その長男が死亡し
た場合におきましては、七條の第二項
は働きます。七條の第二項におきま
しては、他に配偶者以外の同順位の遺
族がない場合に、次順位者が六十日以
内にあらためて請求をするといふので
ありますから、ただいま御指摘のよう
な場合においては、そのまゝ手續を進
めて、裁判所としては補償の決定をす
るわけでありませぬ。

○中村(俊)委員 私が冒頭に伺つた手
続といふのは、そこなのです。今私が
伺つたように、同順位者が三人あつ
て、必要の共同訴訟ではないから單獨
にやる。その請求人が死んだときに
は、当事者がいないから受継の手續を
何とかしなければならぬのでありま

すが、私はその場合の手続を伺つておる。この第七條第二項は「他に配偶者以外の同順位者の遺族がないときは」とはつきりとありますが、今言つたような場合の手続を伺つてゐるのです。

○官下政府委員 第八條で「補償を受けるべき同順位者の遺族が数人ある場合に」その一人が補償を請求いたしますと、全員のためにその全部について請求がなされたものという事になりますので、その一人が欠けましても、すでに補償請求は裁判所に係属しておりますので、そのまま手続を進めます。それでおこの改正案におきましては、現行刑事補償法のうちの手続的な規定のある部分についてございしますが、これは当然に裁判所の規則で補充することを予定いたしておるのでございします。

○中村(俊)委員 今の説明はわからないのですが、死んでしまつてゐるのに手続を進行するというのは、どういう意味ですか。

○官下政府委員 民事訴訟法の四十八條によりますと、選定された当事者のうち、死亡その他の理由によつてその資格を喪失した者があつたときは、他の当事者において総員のために訴訟行為をなすことを得るという規定がございしますが、この趣旨によつて、ただいまの御指摘のような場合におきましては、当然他の者が訴訟行為をなし得るものと考へております。

○中村(俊)委員 だから私のお尋ねするのには、その場合にはその請求が執行されないし、死んだ場合には弟なり配偶者が手続上、これはどう申しますか、受継といふか参加するといふんですか、その具体的な手続をどうするかと

いうことを伺つてゐるのです。そういうことに遭遇した場合に、次の同順位の人はどういう手続でこれを続けて行くかというのを伺つてゐるのです。

○官下政府委員 この補償請求の手続は裁判所が職権で手続を進めるのでございまして、第十一條にございしますように、補償の請求につきましては檢察官及び請求人の意見を裁判所が聞くという事になつております。そうしてまた必要がございしますれば、その決定をするについて職権で事実の取調べをいたしまして、補償決定あるいは補償の請求を棄却する決定をいたすのでありますから、裁判所の方で必要がある場合には、他の生存同順位者の意見を聞くという事にならうかと思つております。

○中村(俊)委員 その点はこの程度にしておきましよう。

それから第十五條であります「補償の決定があつた後、これによつて補償を受けるべき者がその拂渡を受けないうで死亡し、又は遺族たる身分を失つた場合において、他にその決定によつて補償を受けるべき配偶者以外の者があつたときは、その決定は、順次次順位で補償を受けるべき者に対してしたものとみなす」という規定になつておりますが、第八條は「補償の請求は、全員のたゞめその全部につきされたものとみなす」ということになつておりますので「補償の決定があつた後、これによつて補償を受けるべき者がその拂渡を受けないうで死亡し」という意味は、補償の決定があれば、たとえ一人の請求であつても、第八條によつて同順位者に全部渡すのですか。もしもその補償の請求を三人の者が同時にやつて

おる。そうすると決定がある。ところがそのうちの一人が死ぬという場合には、民法の相続上の規定を適用すればいいのではないかとと思われるのです。その点についてお尋ねいたします。

○官下政府委員 たとえば同順位者が三人ございまして、そのうちの一人が補償の請求をいたしますと、第八條によつて全員のために全部について請求があつたものとみなされまして、裁判所としてはその一人の請求人に対して全額の補償決定をいたすということであつて、その同順位者三人の内部の分配は、内部でやつていただくという建前になつておるのであります。従つて十五條におきましても、補償決定がありまして、同順位者のうち一人が死にましても、他の二人がその決定によつて補償の拂渡を受けて、二人で分配するということになりますので、その点はさしつかへございせんが、その決定の効力を次順位者にまで及ぼさうとしたまはすには、どうしても十五條の規定が必要になつて来るのであります。

○中村(俊)委員 ただいまの御説明によると、内部で分配されると言われますが、これは第三條の第四項の民法の法定相続人の規定が適用されるのですから、内部でわけるといふわけには行かぬのじやないですか。

○官下政府委員 当然民法九百條に準じて内部でわけられるわけでありまして、

○中村(俊)委員 そこでその場合に、かりに一番上の兄が死んだという場合には、当然民法の相続の規定が適用されればいいのではないのですか。

○官下政府委員 この刑事補償法の請求権は、民法上の財産権とは考へてお

りません。一身専属権と考へておられます。本来ならば抑留拘禁またはその刑の執行を受けた本人に補償をするわけでありまして、これを少し廣めまして、本人の身近におります遺族に、別個に補償請求権を本人が死んだ場合に認めようという建前をとつておられます。相統の理論はこれには入れておらないのであります。従つて第十五條におきましても、御指摘のような場合に、相統によつてその死んだ長男の子供等がその権利を取得するという考へ方をとりませんで、その場合には同順位者の他の者が受ける割合がふえるのだという考へ方をとつております。

○中村(俊)委員 最後にお尋ねいたしますが、第二十條でございしますが「無罪の裁判の主文及び要旨並びに補償をした旨を官報又は新聞紙に掲載しなければならぬ」という規定になつておられますが、これに新聞紙といふことが加わつておることはまことにけつこうと思ひますが、しかしこれは何新聞に掲載するのであるか、これはおそろく申立てによるのでありましようが、その申立ては新聞を選択して、一新聞一回という意味なのかどうか、もちろん人によつて違ひましようけれども、有名人名である無名人であるとかかわらず、名譽回復のために官報または新聞紙に掲載するのでありますから、結局日本における一流の新聞三つ、これはどう規定されるかわかりませんが、もう一つそれとともにその人の地元の新報に掲載することが当然と思ひてありますが、この趣旨はどういうふうに了解すればいいかを伺ひたいします。

○官下政府委員 第二十條におきましては、現行刑事補償法第十九條を廣めまして、新聞紙を附加したのでありますが、この新聞紙が何新聞であるか、また回数が何回かというようなお尋ねであります。この二十條の考へ方といたしましては、裁判所が適當と認めた新聞紙に一回掲載すればいいのだというふうに考へております。従つて裁判所が全国的にその事実を公知した方がいゝと考へる場合には、全国的な新聞に掲載したものでありましようし、あるいは地方的に知らした方がよろしいと考へた場合には、地方新聞に掲載することもあろうかと考へております。

○中村(俊)委員 今のお答えによると、一新聞一回という趣旨だと了解してよろしうございしますか。

○官下政府委員 さうでございします。

○中村(俊)委員 これも議論になるのですが、それでははたしてこの法の精神が徹底されるかどうか、私は疑問だと思ふのであります。ね、日本人の常識として毎日、朝日を日本一流の新聞だと思つておりますが、その被害者が地方の人であるならば、地方の新聞に掲載せなければ名譽の回復は完全に行われたとは思ひきれないのです。従ひましてさういふきつな解釈でなしに、立法の趣旨はさうではないのであつて、いかにすればその傷つけられた名譽が回復できるかという趣旨だと了解するのが正しいのじやないか、こゝで來て一新聞一回というやうな不親切な解釈を國家がすべきではないと思ひます。これは非常に重大なことです。私たちが逐條にわたつてお尋ねするの、

今後一般人が法文の解釈をするについで、の重大な資料としてお尋ねしておるのですから、そういうようなきゆうくつなことであれば、これに対して修正するということにならざるを得ないと思ひます。

○宮下政府委員 重ねてお尋ねがございまして、また御意見もございまして、前の私のお答があまりにもぶつきら棒であつたことをおわび申し上げますが、一新聞一回は最小限度であつて、もし裁判所が適当と認める場合には、あるいは二回、三回と掲載することもあるかと考えております。

○中村(俊)委員 もう一度私手続の問題が氣になりますから伺ひたいと思いますが、一人だけが補償請求をしておる場合に、それが死んでしまつた場合に、どういふ手続をすればいいのですか。その具体的な方法を知りたいのです。これは重大な問題ですから……。

○宮下政府委員 数人の同順位者があつた場合に、請求人が死亡した場合におきましては、他の者は裁判所に対して申し立てをしてもいいと思ひますが、しかしながらこの手続は職権で手続を進めてまいりますが、裁判所で必要がありますれば、他の同順位者を呼び出して、その意見を聞いて手続をする、決定をするということになりますから、民事訴訟のように必ずしも當事者主義ではございせんので、御心配の点はないと考えております。

○佐藤(通)委員 刑事補償法案に關して別に他に御質疑ございせんか。それでは次会に質疑していただくことにいたします。

○佐藤(通)委員 次は罰金等臨時措置法案、司法警察職員等指定應急

措置法の一部を改正する法律案、少年法を改正する法律等の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。政府より提案理由の説明を願ひます。

罰金等臨時措置法案

罰金等臨時措置法

第二條 經濟事情の変動に伴う罰金及び科料の額等に関する特例は、当分の間、この法律の定めるところによる。

第三條 罰金は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第十五條及び刑法施行法(明治四十一年法律第二十九号)第二十條の規定にかかわらず、千円以上とする。但し、これを減軽する場合においては、千円以下に下げることができる。

2 科料は、刑法第十七條及び刑法施行法第二十條の規定にかかわらず、五百円以上千円未満とする。

第三條 左に掲げる罪につき定めた罰金については、それぞれその多額の五十倍に相当する額をもつてその多額とする。

一 刑法の罪。但し、第五百五十二條の罪を除く。

二 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪

三 經濟關係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の罪

2 刑法第五百五十二條中「一円以下」とあるのは、「五百円以下」とする。

第四條 前條第一項各号に掲げる罪以外の罪(條例の罪を除く。)につき定めた罰金については、その多額が二千円に満たないときはこれを二千円とし、その寡額が千円に

満たないときはこれを千円とする。但し、罰金の額が一定の金額に倍数を乗じて定められる場合は、この限りでない。

2 前項但書の場合において、その罰金の額が千円に満たないときは、これを千円とする。

3 第一項の罪につき定めた科料で特にその額の定めのあるものについては、その定めがないものとする。但し、科料の額が一定の金額に倍数を乗じて定められる場合は、この限りでない。

第五條 法律で命令に罰金の罰則を設けることを委任している場合において、その委任に基いて規定することができ罰金額の最高限度が二千円に満たないときは、これを二千円とする。

第六條 刑法第二十五條中「五千円以下ノ罰金」とあるのは、「五万円以下ノ罰金」とする。

第七條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第六十條第三項、第九十九條第一項及び第二百七條中「五百円以下の罰金」とあるのは、第三條第一項各号に掲げる法律の罪については、「二万五千円以下の罰金」とし、その他の罪については、「二千円以下の罰金」とする。

2 第三條第一項各号に掲げる法律の罪については、刑事訴訟法第二百八十四條中「五千円以下の罰金」とあるのは、「五万円以下の罰金」とし、同法第二百八十五條第二項中「五千円を超える罰金」とあるのは、「五万円を超える罰金」とする。

3 刑事訴訟法第四百六十一條第一

項中「五千円以下の罰金」とあるのは、「五万円以下の罰金」とする。

4 刑事訴訟法第四百九十五條第三項中「二十円」とあるのは、「二百円」とする。

附則

1 この法律は、昭和二十四年二月一日から施行する。

2 條例の罰則でこの法律施行の際現に効力を有するものについては、第二條の規定は、この法律施行の日から六箇月間は、適用しない。この法律施行後六箇月を経るまでになされた違反行為に対してこれらの罰則を適用する場合においては、この法律施行後六箇月を経た後においても、また同様とする。

3 第四條の規定は、第三回國會で成立した法律の罰則についても適用する。

司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律案

司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律

司法警察職員等指定應急措置法(昭和二十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二條の次に次の一條を加える。

第三條 皇宮護衛官は、皇居、御所、離宮、御用邸、行在所若しくは御泊所における犯罪、陸臺若しくは皇室用財産に関する罪又は行幸啓の際における天皇、皇后、皇太后若しくは皇太子の生命、身体若しくは財産に対する罪について、國家公安委員會の定めるところにより、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による司

法警察職員として職務を行ふ。

2 前項の規定による司法警察職員とその他の司法警察職員とは、その職務の執行に關し、互に協力しなければならぬ。

附則

この法律は、刑事訴訟法を改正する法律(昭和二十三年法律第三十一号)施行の日(昭和二十四年一月一日)から施行する。

少年法を改正する法律等の一部を改正する法律案

少年法を改正する法律

第一條 少年法を改正する法律(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第六十八條の次に次の一條を加える。

第六十九條 新法中「地方少年保護委員會」とあるのは、地方少年保護委員會又はこれに類似する機関が法律により設置される日まで、法務廳所管の「少年審判所」と読み替へるものとする。

2 この法律の施行と同時に改正され、又は廃止される法律中少年の仮出獄、仮退院及び觀察に關する規定、仮出獄中又は仮退院中の者及び觀察中の者の監督に關する規定並びにこれらの規定の実施について必要な規定(新法又は少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)中に相當する規定のあるものを除く。)は、前項の日まで、なお効力を有する。

律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條に次の一項を加える。

2 第十條、第十二條及び第十三條第二項の規定により地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会が行う職務は、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会又はこれらに類似する機関の設置に至るまで、法務総裁が行う。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○綴治政府委員 ただいま上程になりました罰金等臨時措置法案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

終戦以来の経済事情の変動、特に貨幣価値の低落は著しいものがあり、これに伴ひまして裁判所の言い渡す罰金または料金の額もおのずから高めらるべきは自然の道理であります。御承知のごとく、一般的に罰金の最低額及び料金の最高額を定めた刑法総則の規定は改められておらず、また最近制定にかかると刑法は別といたしまして、刑法その他古く制定せられた刑罰法規においては、その各本條に定められる罰金の多額が今日の物價より見て不自然に低いために、これらの法令の罪に對しましては、適切な罰金刑を言い渡すことが困難な実情にあるのであります。この点を是正し、法定の罰金、料金の額を適当な程度に引き上げることがこの法律案の目的とするところなのであります。

ところでかような目的を達成するには、各刑罰法規自体を改正して行く方法と、これとは別個の法律で一時の特例を設ける方法と二途考えられるわけでありまして、経済事情のいまだ十分に安定しない今日、ただちにこれらの法令、ことに基本法たる刑法などを改正することは、まだその時期でないと考えられますので、さしあたり後者の方法により、暫定的特例という形でこの法律を立案いたしましたのであります。

次にこの法律案の内容の要点を申し述べますと、まず第一に、現在罰金は二十四以上、料金は二十円未満となつておりますのを引き上げて、その五十倍たる千円以上、千円未満ということにいたしました。物價だけの比較からすれば、この倍率でもなお少いように見えますけれども、罰金の性質上今回はこの程度の引上げで相当だろうと考えたのであります。次に各刑罰法規に定められた罰金の多額の引上げであります。これは本来すべての法令につきこれを行うことが望ましいのであります。短時間の間に立案しなればならなかつた関係上、とりあえず今回はその必要性の最も強いと思われる刑法及び外に法律についてだけその多額を五十倍に引き上げることとし、他の法規については次の機会に譲ることとしたのであります。ただこれらの法規中「五百円以下の罰金」「百円以下」といふような規定だけは、この法律による新しい罰金体系と直接矛盾いたしますので、その限度においてこれを修正いたしてあります。なお條例の罰則につきましては、その性質上右の修正をこの法律で行うことなく、それらの條例

例自体にゆだねることとし、その手続のため六箇月の猶予期間を置くことにいたしました。このほか罰金額の引上げに伴ひまして、執行猶予及び略式命令をなしうる限度、勾留、逮捕の制限に関する金額等がある程度高め、なおいわゆる未決勾留日数法定通算の折算額の引上げをも行つていたのであります。

以上この法律案についてその大要を申し述べたのとどまるのであります。なおお尋ねににつきましては御質問に際しては慎重御審議の程を希望いたします。

次にただいま上程になりました司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

皇宮護衛官は、警察法第十條の規定に基き國家公安委員会規則第二号皇宮警察局設置規程により、皇宮警察所に置かれた職員であります。皇居、御所、離宮、御用邸、陵墓、皇室用財産及び國家公安委員会の指定する場所の警備並びに行幸啓の護衛に関する事務をつかさどるものであります。その職務の性質上、皇居、御所、離宮、御用邸、行在所もしくは御泊所における犯罪、陵墓もしくは皇室用財産に関する罪または行幸啓の際における天皇、皇后、皇太后及び皇太子の生命、身体または財産に対する罪につきまして、これに司法警察権を與へ、この種の犯罪の捜査をさせることが適當と認められるのであります。しかし他面において皇宮護衛官は、現在総員九百三十名でありまして、この種の犯罪の捜査をすべてみずから行うことは困難

であり、當然他の司法警察職員もこの種の犯罪を捜査する必要があるのであります。そのために皇宮護衛官とその他の司法警察職員とは、その職務の執行につきまして互いに協力する必要がある次第であります。しかし皇宮護衛官と司法警察職員に指定いたしますことは、その職務の性質から見まして、なるべく早い方が適當と認められますので、とりあえず本案のごとく應急措置法の一法を改正することとしたのであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決せられんことを望みます。

次にただいま上程になりました少年法を改正する法律等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

すでに御承知の通り、少年法を改正する法律は第二國會を通過し、本年七月十五日法律第六十八号をもつて公布され、明年一月一日から施行されることとなつております。ところが、この改正少年法の規定によると、家庭裁判所は少年に對する保護処分の一として、地方少年保護委員会の觀察に付する処分をするにとは相なつております。この処分がございました場合には、地方少年保護委員会はその処分の執行機関として觀察の実行に當る趣旨であります。

判所以外の機関すなわち地方少年保護委員会において行うこととなつたのであります。改正少年法では、地方少年保護委員会という機関が他の法律によつて設置されるという予想のもとに、前述の趣旨の規定が設けられたのであります。ところが、この地方少年保護委員会を設置する法律案は、諸般の事情によりまだ國會に提出する運びに至つていないのであります。このように地方少年保護委員会が設置されていない状態のもとで改正少年法が施行されれば、地方少年保護委員会の行う職務を行う機関が必要なのであります。このような機関としては、従来の少年審判所をこれに充てることが最も適當であると思料されますので、ただいま上程されました法律案においては、その第一條において、地方少年保護委員会が成立するまでの間、その代行機関としての権能のみを有せしめ、少年審判所を存置しますとともに、従来の法律の規定のうち少年の仮出獄、仮退院及び觀察に関する規定、仮出獄中または仮退院中の者及び觀察中の者の監督に関する規定は、必要な限度において、なおその効力を有せしむることとしたのであります。この應急措置によりまして、改正少年法の施行に支障なきを期することとしたのであります。

次に改正少年法と同時に第二國會を通過し、法律第六十九号をもつて公布されました少年院法も改正少年法と同様に明年一月一日から施行されるのであります。この法律においては、少年院の收容者の処置に關連して、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会が予定されております。

しかるにこの二つの機関については、前に申し上げたように、それを設置する法律案がまだ提出の運びに至っておりませんので、この状態のもとで少年院法の施行に支障なきを期し、するため、ただいま上程された法律案の第二條において、これらの委員会の執行職務を暫定的に法務総裁が行うこととしたのであります。

以上が改正の要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを希望いたします。

○佐藤(通)委員長代理 午前中の審議は以上で終りでありまして、午後一時半まで休憩いたします。

午後一時四十分休憩

午後二時十分開議

○佐藤(通)委員長代理 それでは休憩前に引続きまして、司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律案、少年法を改正する法律等の一部を改正する法律案、右二案を一括議題といたしまして審査を進めます。両案について御質疑はございませんか。

○猪俣委員 司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律案についてお尋ねいたします。

これは先般この法律が通じて、このように特別な司法警察職員についての指定が行われるようになったばかりであります。またこのように皇宮護衛官についての法律案の改正というものがきびすを接して出て来たのであります。なぜ前案と一緒にこれをおやりにならなかったのか。皇宮護衛官だけ特別にやらなければならなかった事情があつたのか、はなはだ不ぞろいな感がある。同じことを何べんも次々に出す

ということは体裁もよくないと思ひます。どういふわけでこの案に皇宮護衛官と一緒に指定しなかつたのか、そこをお聞きしたいと思います。

○野木政府委員 ただいまの御意見のように、先般御審議願つたばかりであるのに、またこのような第三條を追加することになりました点は、確かに不手際の感があるわけでありまして、実はこの皇宮護衛官を司法警察職員に指定することは、この司法警察職員等の指定に関する本格的法律案に盛つたところ、その本格的法律案の審議中にこの点が問題の一つとなつたわけでありまして、その後その問題が急速に解決いたしましたので、いろいろの事情から早速これを立案して国会の御審議を仰ぐような事情になつて来たわけでありまして、ちよつと速記をゆめてください。

○佐藤(通)委員長代理 速記を始めてください。

○猪俣委員 少年法を改正する法律等の一部を改正する法律案についてお尋ねいたします。

これは少年審判所というように書きかえるといふところがあつたのであります。今度の少年法は審判という意味がほとんどないのであつて、審判という名前になるべく残さぬ方がよいのではないかと思つてあります。あるいは少年審判所と読みかえるといふふうになつてゐるのであります。これはあちら側のサセシヨンにも、少年保護所というやうな名前になつておるといふのであります。そういう名前を使つたらどうかと思ひます。どうして少年審判所という名前を使わなければならないのか、この点について伺ひます。

○齊藤(三)政府委員 少年法が改正されて、実施が一月一日からというので、それをどういふに支障なくやるかといふことについて、一番よいのは犯罪者予防更生法というものができておりますが、諸般の事情でそれが提出できないといふことが大体きまつたのが、非常に切迫した時期にきまつたので、代行機関として何らかの機関を置きまさんと、家庭裁判所が少年法四條によりまして、觀察の処分をされまして、執行機関がない。少年院法の関係から、在院の少年たちが矯正されて退院のできるようになりまして、退院の決定機関がないといふので、何らかの代行機関を考えなければならぬといふ事態に、きわめて最近迫り込まれました。それに一番近いものとしては、從來その機能の一部としてさうな機関を持つておりました少年審判所が、実質的に見ますと一番適当であるといふことで、これを讀みかえたのであります。言葉の意味は、審判所といふのは当たらないと思ひますが、審判所を改正する法律案をつくるいとまがありませんので、当分の間、犯罪者予防更生法ができるまで、少年審判所と読みかえておきたいと存じます。これは英訳いたしましたも別に語弊はないのであります。かような事情で日本語といたしましては、いささかつかうがおかしいのでございまして、やむを得ざるやうな次第になつたのであります。

○佐藤(通)委員長代理 ほかに御質疑はございませんか。

○猪俣委員 罰金を五十倍に引上げるというところであります。これを五十倍となされたことにつきましては、何か根拠があるのですか、その辺をお聞きしたいと思ひます。

○野木政府委員 罰金の額を経済事情に伴つて何とかしなければならぬといふことは、おもに刑法その他古い法律に關連して問題が起つて来たわけでありまして、はたして何倍くらいが適當であるかといふことにつきましては、いろいろ議論がありまして、ある者は二十倍、三十倍、あるいは五十倍、あるいは百倍近くにしてもいいじやないかといふ議論がありましたが、結局五十倍にいたしましたのは、刑法制定當時と、今日の物價の事情や國民所得の關係、その他生計費等、いろいろの事情をしんじやういたしました。一應五十倍としたわけでありまして、物價その他から考えますと、五十倍ばかりでなく、もつと上げなければならぬやうに考えますが、一度にそれだけ上げるのはいかかと思はれるので、まあ大体五十倍見当が一番妥當ではなかつたかといふことに落ちついたわけでありまして。

○猪俣委員 今の政府委員の御説明を聞きますと、どうもはつきりした根拠があるわけでもないと思つてあります。これはほかの税金等と違ひまして刑罰なのでありますから、これを引上げるということについては、刑罰として引上げるという観点から審議いたさなければならぬと思ひます。一般の公定價格を引上げるやうな意味で、物價とのスライドという意味で罰金を引上げるという安易な考え方ではないかと思ひます。刑罰でありまゝから、ただ漠然と、物價が上つてゐるから、ずいぶん倍くらいというやうなことで、しかも会期も切迫しております。今日、突如としてこれを提案されて議決されようといふことは、はなはだ議員といふたし、その職責を十分盡さないやうなうらみもあるであります。

が、御異議ございませんか。

○佐藤(通)委員長代理 御異議なしと認めます。それでは討論に移ります。民主自由党の方から一つ……

○佐藤委員 原案に賛成いたします。特に申し上げることもありませんが、運用については特に御注意願ひしたいと思います。

○佐藤(通)委員長代理 それでは社会党の方にお願ひいたします。

○猪俣委員 原案賛成であります。

○佐藤(通)委員長代理 討論は終局いたしました。これより両案につきまして採決をいたします。

同案は原案のごとく決するに御異議はありますか。

○佐藤(通)委員長代理 御異議なしと認めます。よつて両案は全会一致をもち、原案通り可決いたしました。

なお本案に關する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○佐藤(通)委員長代理 御異議なしと認め、さうとりはからうことにいたします。

ただ刑法等におきましての金額が時代の一般経済事情とバランスを失つておることは事実であります。これをどの程度にするかということにつきましては、今少しく合理的な、科学的な根拠が欲しかつたと思うのであります。ただし私どももこれに反対するだけの氣持もありませんが、これをどうしても当局が急いで議決して欲しいという御希望ならば、しいて反対はいたしません。もう少し合理的な御説明が受けられるだけの材料が欲しいと思つておりますけれども、ただいまのところ漠然たる根拠のような御説明でありますので、その点いささか遺憾であるということをお願いしておきます。しいて反対はいたしません。私の質疑はこれで終ります。

○議員委員 この施行は二月一日になつておりますが、どういふわけですか。
○野本政府委員 この法律はいわば実態規定に属するものであります。國民の權利にも重大な關係がありますので、一定の予告期間を與え左方がいいじやないかという意味で、一箇月の予告期間を與える意味で、二月一日といひました。

○議員委員 今は十二月に入つたばかりですが、二月一日ということでは長過ぎやしませんか。また附則の二項以下で現在のものは処理できるから、それすれば今日の物價に比較すると五十倍は安過ぎるのじやないですか。
○野本政府委員 実はこの法案は第三回國會に出したいつもりで、ほとんど準備ができておつたのであります。したが、そのとき大体昭和二十四年一月一日から施行するというようにしておつたのであります。第三回國會に間に合

たのであります。第三回國會に間に合はず、第四回國會になりましたので、やはり先ほど申し上げたような理由で、國民に周知徹底させてから施行する方が適當だろふというので、一箇月ずらしたという關係であります。やはり刑罰規定であり、しかもいろいろの罰則に關連を持つものでありますので、この程度の予告期間を置いた方が國民のためによいのではないかと存する次第であります。

○佐藤(通)委員長代理 政府にお聞きしますが、この法案に対しては、あらためてさらに逐條的な説明をなさる御意向があるのですか。
○野本政府委員 御審議を多少でも円滑にできればと思ひまして、一應逐條の説明をしたいと心がけておりました。これは委員会の御意向によつて決したいと思ひます。

○佐藤(通)委員長代理 お諮りいたしますが、ただいま政府から御答弁もありましたが、これに対して本法に対する逐條の説明は、委員会の意向もあるから省略したいという申出があります。したが、それでよろしうございしますか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤(通)委員長代理 それではさういふふにとりはからいます。

それでは罰金等臨時措置法案に対する質疑はまだ多々あるかと思ひますが、きよりは時間の都合もありますので、質疑は次会の委員会において続行することといたしまして、本日はこれにて散会をいたしたいと思ひますが、御異議はありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤(通)委員長代理 それではこれにて散会いたします。

午後二時四十分散会

司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
少年法を改正する法律案の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により別冊一括集録〕